

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により被災されたお客さまに対する
特別措置の実施について

大阪ガス株式会社

このたびの豪雨により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

大阪瓦斯株式会社(以下、「大阪ガス」といいます。)では、このたびの豪雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、大阪ガスの電気をご契約中のお客さまからお申し出をいただいた場合、次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 特別措置の内容について

(1) 支払期限日の延長

2021年6月分、7月分、8月分および9月分の電気料金の支払期限日を1ヶ月間延長いたします。

ただし、支払期限日の延長は、支払期限日が2021年7月7日(関西電力エリア、中国電力エリアにお住まいのお客さま)、2021年7月10日(九州電力エリアにお住まいのお客さま)以降となるものに限ります。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日から電気を全く使用されない場合は、被災日が属する月の翌月分の電気料金から6ヶ月間に限り、電気料金を免除いたします。

(3) 被災設備の基本料金相当額の免除

お客さまの電気設備が被災により一時的に使用不能となった場合は、2022年1月末日までの期間において、使用不能となった設備に相当する基本料金を免除いたします。

なお、お申し出の際は対象設備の容量または電力をご申告いただきます。また、当該設備を復旧もしくは更新された場合は速やかにお申し出いただきます。

2. 対象となるお客さま

今回の措置は以下の地域にお住まいでかつ、大阪ガスの電気をご契約中のお客さまが対象となります。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、2021年8月31日までに大阪ガスにお申し出いただきます。

○本件に関するお問い合わせ先

大阪ガスお客さまセンターフリーダイヤル 0120-123-627

受付時間：(月～土) 午前9時～午後7時

(日・祝) 午前9時～午後5時

○対象地域

【災害救助法の適用地域】

●中国電力エリア

県名	市町村名
鳥取県	鳥取市
島根県	松江市、出雲市、安来市、雲南市

●九州電力エリア

県名	市町村名
鹿児島県	出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町

【隣接する地域】

●関西電力エリア

県名	市町村名
兵庫県	美方郡新温泉町

●中国電力エリア

県名	市町村名
鳥取県	米子市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町、日野郡日南町
島根県	大田市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町
岡山県	津山市、苫田郡鏡野町
広島県	庄原市

●九州電力エリア

県名	市町村名
熊本県	人吉市、水俣市、球磨郡球磨村
宮崎県	えびの市
鹿児島県	鹿児島市、阿久根市、日置市、霧島市、いちき串木野市、姶良市

以上